



島 根 県 報

平成23年 1 月 18 日 (火)

号外 第 6 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道 路 維 持 課) 2

道路の供用開始

(") 3

告

示

島根県告示第41号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長		
県道	大東東出雲線	雲南市大東町小河内85番1地先から同87番3地先まで	前	メートル 6.00～20.00	メートル 200.00	雲南県土整備事務所	道路改良工事 拡幅
			後	14.00～30.00	200.00		
〃	〃	雲南市大東町小河内87番3地先から同753番1地先まで	前 A	7.00～12.00	330.00		左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 道路改良工事 ダブルウェイ
			後 A	7.00～12.00	330.00		
				B 8.00～41.00	226.50		
〃	〃	雲南市大東町小河内753番1地先から同154番1地先まで	前	4.00～17.00	659.00		道路改良工事 拡幅
			後	9.00～25.00	659.00		
〃	三隅井野長浜線	浜田市三隅町芦谷2191番2地先から同711番5地先まで	前	10.80～28.60	49.00	浜田県土整備事務所	減幅 仮設道撤去
			後	10.80～19.50	49.00		

島根県告示第42号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

平成23年1月18日

島根県知事 溝 口 善兵衛

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	三隅井野長浜線	浜田市三隅町芦谷1606番地先から同1692番4地先まで	メートル 187.00	平成23年 1月18日	浜田県土整備 事務所	
〃	〃	浜田市三隅町芦谷818番3地先から同718番3地先まで	892.00	平成23年 1月18日		